

令和5・6年度

西原町小規模工事等契約希望者登録申請書提出要領

西原町の小規模な工事や修繕で契約を希望する者は、以下に示す申請書提出要領に基づき申請書を提出して下さい。

1 登録できる方

契約希望者として登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 法人にあつては、主たる事業所の所在地が町内にあること。
- ② 個人にあつては、主たる事務所の所在地又は代表者の住所が町内にあること。

2 登録できない方

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- ① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの
- ② 西原町工事請負業者指名基準及び指名審査会に関する規程第2条の規定に基づく資格審査による入札参加登録を受けて登録されている者
- ③ 希望する業種に必要な資格、免許等を有していない者
- ④ 町税を滞納している者
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた者

3 登録業種の範囲

登録することができる業種は、別表に定める業種とする。

4 登録の申請

登録の申請は、西原町小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出することにより行うものとする。

- ① 町税の納税証明書(完納が証明できるもの)
- ② 印鑑証明書
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ④ 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

5 登録の有効期間

名簿登録の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

6 申請の方法

① 受付期間

令和5年3月8日(水)～令和5年3月23日(木)(当日消印有効)

今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での受付となります

② 問い合わせ先

受付場所：西原町役場2階 建設部土木課窓口

問い合わせ先：西原町役場 建設部 土木課 庶務係

TEL 098-945-4415

③ 提出方法

郵送のみ受付（当日消印有効）

提出書類の順に上から順序よく並べて、フラットファイルA4S型（ピンク系）に綴り、提出書類の番号をタックインデックスにて表示して下さい。

7 留意事項

① 希望者登録を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

(1) 西原町小規模工事等契約希望者登録申請書及びこれらの添付書類中重要な事項について、虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載しなかったとき。

(2) 審査のための実態調査に応じないとき。

(3) 審査の過程若しくは審査終了後、契約希望者として不相当であると認められたとき。

③ 次回（令和7・8年度）の定期受付は、令和7年3月頃実施する予定です。

③ 登録希望者は、町が発注する小規模な工事や修繕を発注する際の選定の対象になります。ただし、見積への参加や契約を約束するものではありません。

*書類の綴り方参照

《提出書類の綴り方の見本が土木課窓口にありますので参考にして下さい。》

No	提出書類等	備考
1	西原町小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）	申請書提出時の状況を記入。印鑑を忘れずをお願いします。
2	町税の納税証明書	写しでも可。（提出日現在で有効期限内にあるもの）
3	印鑑証明書	写しでも可。（提出日現在で有効期限内にあるもの）
4	履行に際して資格、免許等が必要な業種は、それを証明できる証明書	写しでも可。
5	国民健康保険税の納税証明書、又は厚生年金保険加入・納入証明書	写しでも可。（提出日現在で有効期限内にあるもの）
6	登記簿謄本又は身分証明書及び登記されていない証明書 注2）参照	写しでも可。（提出日現在で有効期限内にあるもの） 法人：登記簿謄本 個人：市町村役場及び東京法務局発行のもの

注意事項

1 提出書類の各種証明書は、3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

2 個人の方に関しては、①本籍地のある市町村からの身分証明書と②法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補

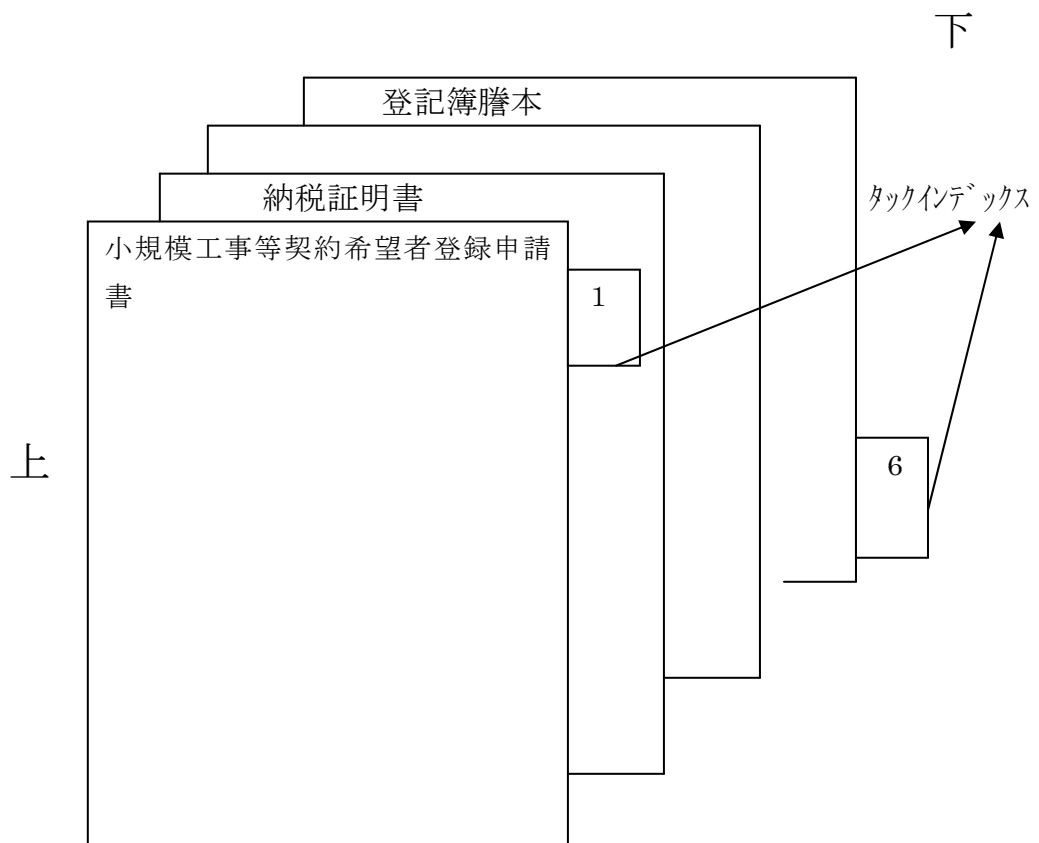
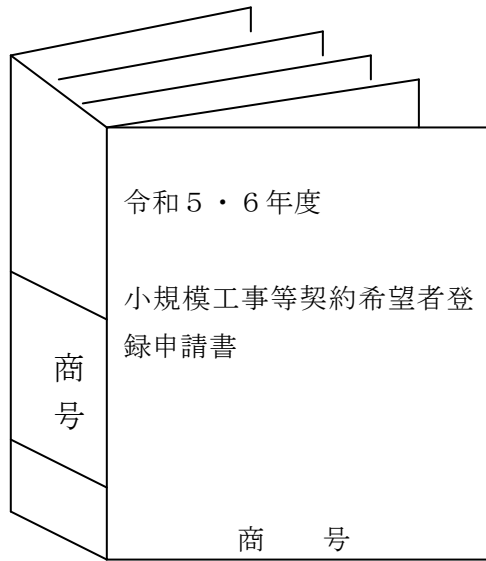
助人とする記録がないことの証明)の2通が必要となります。(法務局への申請方法等詳しくは那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。) 那覇地方法務局登記部門 854-7952、戸籍課 854-7953

申請以後の変更届について

申請以後に下記の事項に変更があった場合は、西原町小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(様式第3号)に必要な書類を添付のうえ速やかに提出して下さい。

変 更 事 項	添付(確認)書類
商号名称	登記簿謄本の写し(法人業者のみ。)個人業者の場合は、変更届出書(だけでよい。)
所在地	登記簿謄本の写し(法人業者のみ。)個人業者の場合は、住民票の写し
代表者	登記簿謄本の写し(法人業者のみ。)個人業者の場合は、住民票の写し
電話番号及びFAX番号	変更届出書だけでよい。
資格、免許等の更新	資格、免許証の写し
相続による事業の承継	相続を証する書類等の写し
廃業	廃止届出書だけでよい。

*書類の綴り方



表表紙：令和5・6年度小規模工事等契約希望者登録申請書及び商号を記入
背表紙：商号（上にシールを貼りますので、中央より下に記入して下さい。）
提出書類の順に上から順序よく並べて、フラットファイルA4S型（ピンク系）
に綴る。